

港湾空港関係における建設コンサルタント業務等の
プロポーザル方式及び総合評価落札方式等
運用ガイドライン

平成 27 年 3 月
(令和 8 年 3 月一部改定)

国 土 交 通 省
港 湾 局

はじめに

公共事業については、従来、価格のみによる競争が中心であったが、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっていた。このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。品確法では「公共工事の品質確保にあたっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。」と明記されており、更に「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」には、「公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。」と明記された。

公共工事に係る建設コンサルタント業務等（測量・調査、建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）については、主としてプロポーザル方式と価格競争入札方式の2つの発注方式で実施してきたところであるが、平成20年5月に財務省との包括協議が整い、建設コンサルタント業務等においても総合評価落札方式を本格的に導入することとなった。このため、平成21年3月に「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）において、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を定め、その後、実施状況等を踏まえ、平成23年6月及び平成25年4月に改定が行われている。

また、建設業は、建設投資の急激な減少や競争の激化によるダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生した結果、離職者の増加、若年入職者の減少等により、将来の工事の担い手不足等が懸念されてきたところであり、このような状況を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」という）が施行された。改正品確法において「国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がそのものの有する資格等によって適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが追記されており、これを受け国土交通省は公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定を制定し、登録を受けた技術者資格を保有する者を評価し、十分な活用を図っていくこととした。

本ガイドラインは、改正品確法に基づき、公共工事（港湾空港等）に関する調査・設計の発注手続きが適切になされるよう、プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用方法等を示すものであり、平成27年3月に発出したものであるが、今般、品確法が令和元年6月に改正され、品確法第22条に係る運用の指針において海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮した、適切な競争参加資格の設定に努めることとされたことを受け、海外インフラプロジェクトに従事する技術者の活躍の機会を増やし、海外プロジェクトで活躍する人材の確保につなげることなど、近年の施策を追記した。

合わせて、働き方改革、担い手確保等に資するプロポーザル方式及び総合評価落札方式の試行に対する PDCA サイクルの考え方を明記するため、本ガイドラインの一部を改定するものである。

目 次

1. 建設コンサルタント業務等の選定・特定方法の概要	1
2. 入札契約方式及び発注方式の選定	3
3. 発注方式別の実施手順	6
4. プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式の考え方	12
5. プロポーザル方式の審査・評価	16
6. 総合評価落札方式の審査・評価	32
7. 価格競争方式の審査・評価	73
8. その他の留意事項	80
9. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の多様な取組	87
10. 地域や業務特性に応じた発注方式の応用	91

1. 建設コンサルタント業務等の選定・特定方法の概要

公共工事に係る建設コンサルタント業務等（測量・調査、建設コンサルタント等）の発注においては、当該業務毎に必要とされる知識、必要とされる構想力・応用力などを鑑み、品質を確保するための調達方式を適切に選定することを基本としており、調達方式の選定にあたっては、評価項目・配点を統一的なもので運用する必要があることから、以下に標準的な運用方針を示す。

<入札契約方式の選定と適用業務・内容>

1) 競争参加者の設定方法の概要

契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法は以下のとおり。

- ①一般競争入札
資格要件を有する者のうち、競争の参加申し込みを行った者で競争を行わせる方式
- ②指名競争入札
発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
- ③随意契約
競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定してその者と契約を行う方式

予定価格及びWTO対象の有無に応じて一般競争、指名競争、随意契約の何れかを選定する。

2) 落札者の選定方法の概要

契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法は以下のとおり。

■プロポーザル方式

- ①当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。
- ②①の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においてもプロポーザル方式を選定する。ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。
- ③業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（特定テーマ）を示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。なお、プロポーザル方式において提出を求める技術提案書のうち、特定テーマについては、調査、検討および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。また、提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることはできないことに留意する。

■総合評価落札方式（標準型又は簡易型）

- ①事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式では標準型及び簡易型の何れかを選定する。
- ②総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求めない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。
- ③標準型においては、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、

1. 建設コンサルタント業務等の選定・特定方法の概要

評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。

- ④業務の難易度に応じ実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務については、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を1：2とし、さらに、より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務については1：3とする。
- ⑤評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求めると及び高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務については、配点比率を1：3とすることも可能とする。
- ⑥簡易型においては、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則1：1とし、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可能とする。

総合評価落札方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。また、提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることはできないことに留意する。

■価格競争方式

- ①技術提案や実施方針を評価することが必ずしも品質向上に結びつかない業務や、事業の進捗等の要因で工期の制約がある業務についてはその適用を可能とする。
- ②予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- ③品質確保を目的として、一定の資格・実績・成績等を入札参加条件に付し、審査・評価を行いうことを標準とする。
このため、入札方式は公募型、簡易公募型、又は簡易公募型に準ずる方式のいずれかの方式によることを標準とする。

2. 入札契約方式及び発注方式の選定

入札契約方式及び発注方式については予定価格や業務内容に応じて、1) 入札契約方式の選定及び2) 発注方式の選定に基づき適切な手続きとすることを基本とする。また、3) 建設コンサルタント業務等の発注方式選定表については、当該業務の遂行に求められる技術力（知識、構想力、応用力）に応じた標準的な発注方式の選定例を示したものである。

1) 入札契約方式の選定

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式

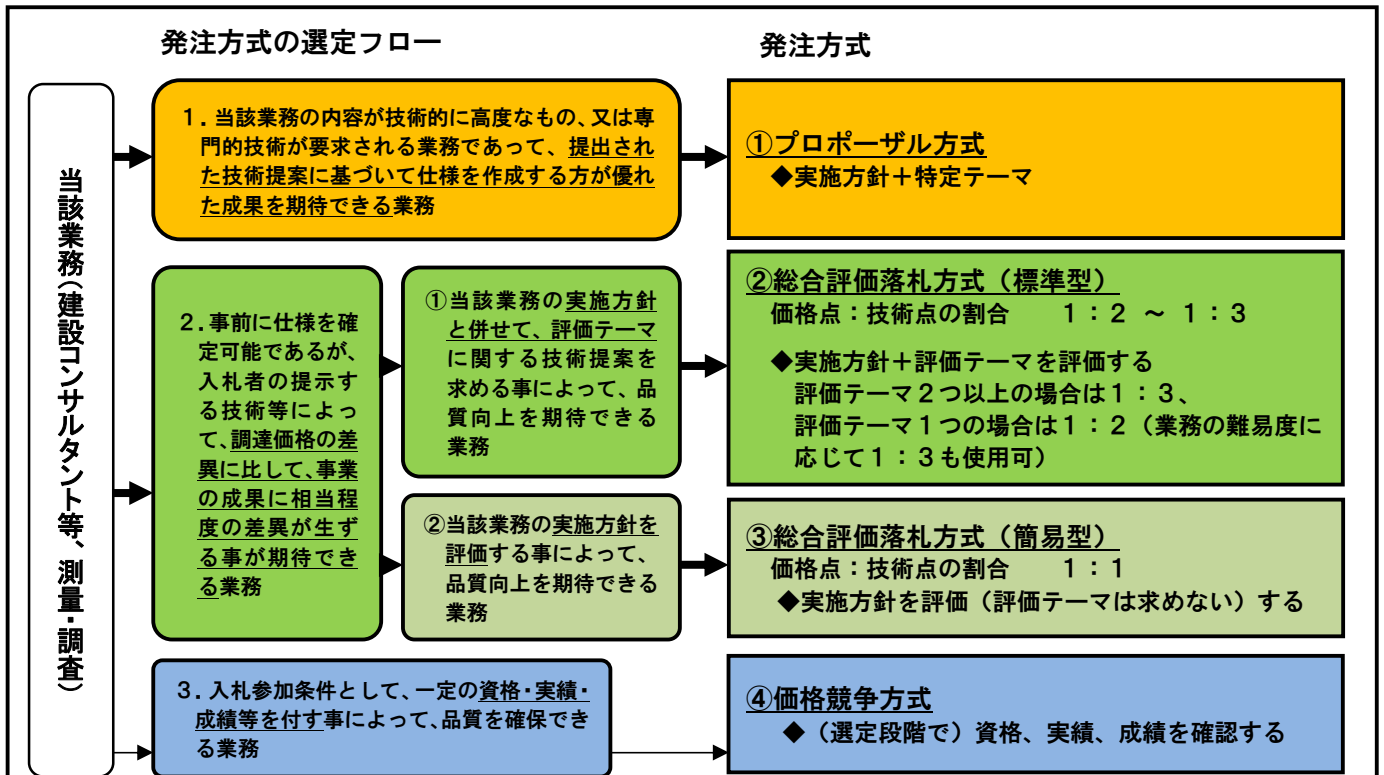
		入札方式	
		政府調達(WTO)対象業務	左記以外
基準額以上		公募型 ※	
		簡易公募型 ※	
5,000万円以上		簡易公募型に準ずる方式	

※政府調達に関する協定第1条付属書I付表5に、除くものとして規定される業務は対象外。
 (土木建設工事のためのエンジニアリングデザインサービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス。建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービスなどが対象外)

注) 総合評価落札方式については、一般競争入札の適用も可とする。

注) 基準額については、国物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3号第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためにサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達の区分に対応する額

2) 発注方式の選定



3) 建設コンサルタント業務等の発注方式選定表

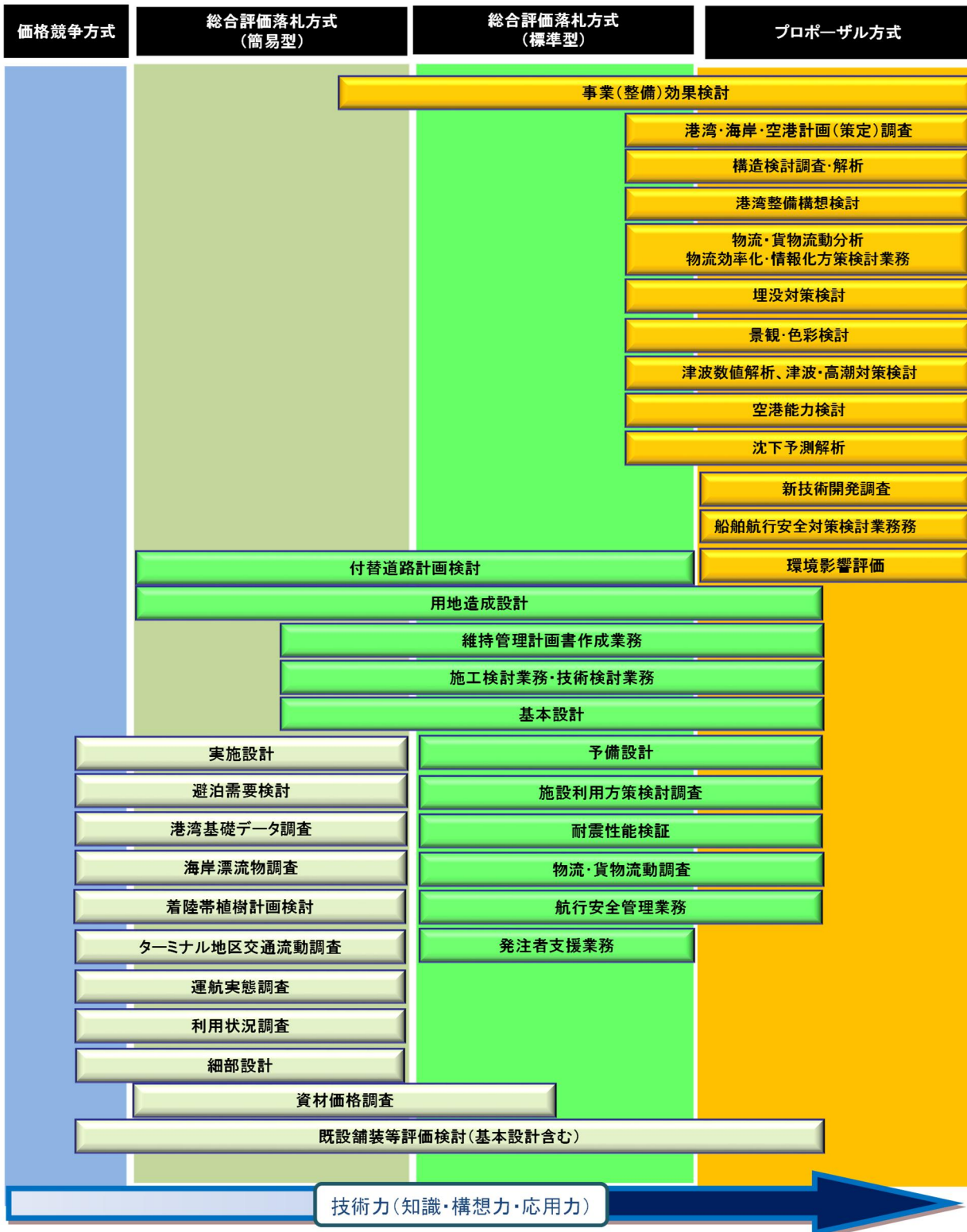


注) 価格競争方式について

技術提案や実施方針を評価することが必ずしも品質向上に結びつかない業務や、事業の進捗等の要因で工期の制約がある業務についてはその適用を可能とする。

2. 入札契約方式及び発注方式の選定

建設コンサルタント



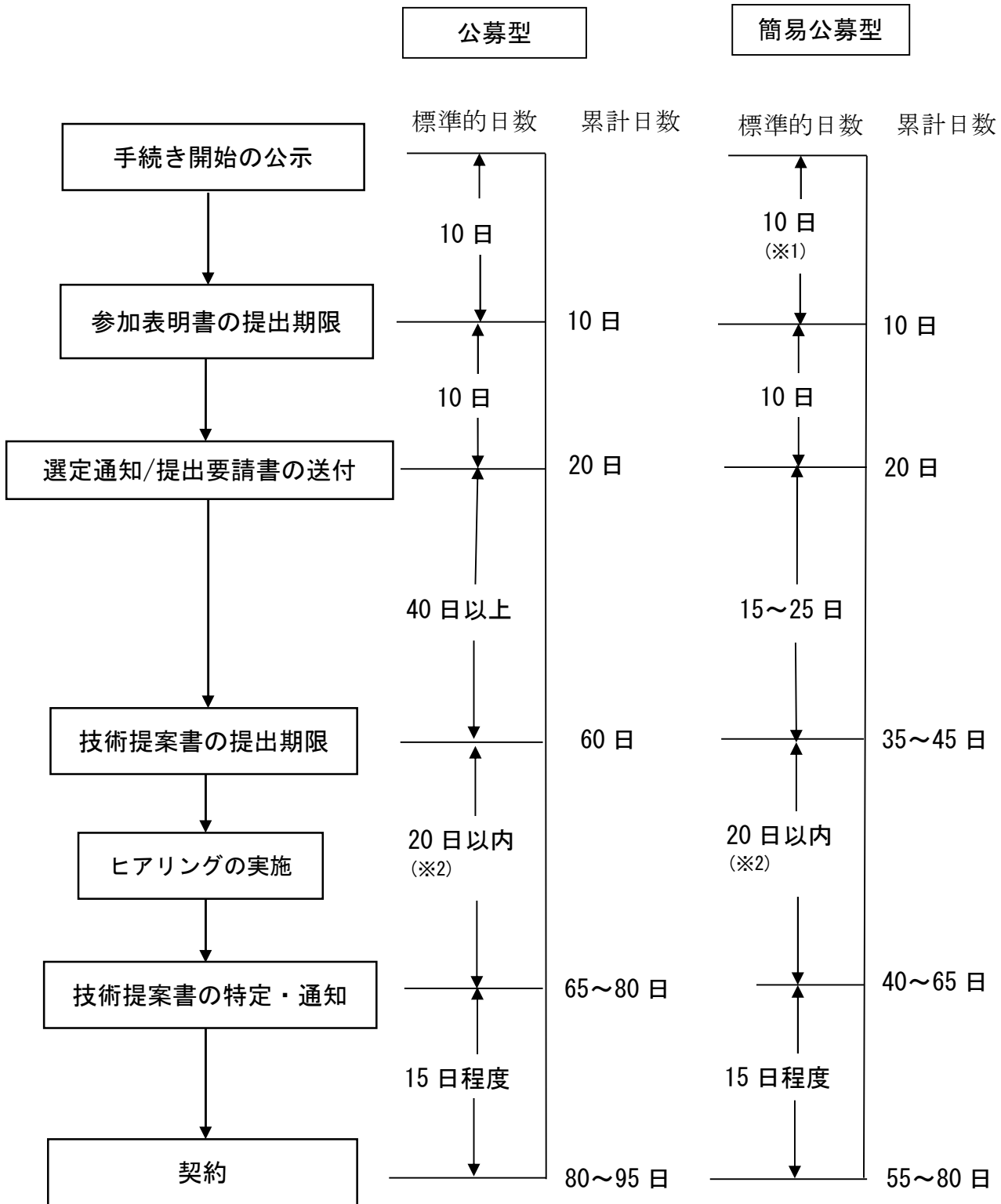
注) 価格競争方式について

技術提案や実施方針を評価することが必ずしも品質向上に結びつかない業務や、事業の進捗等の要因で工期の制約がある業務についてはその適用を可能とする。

3. 発注方式別の実施手順

1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式にて発注する場合の標準的な実施手順を示すものであり、日数については業務内容等に応じ適宜設定できるものとする。



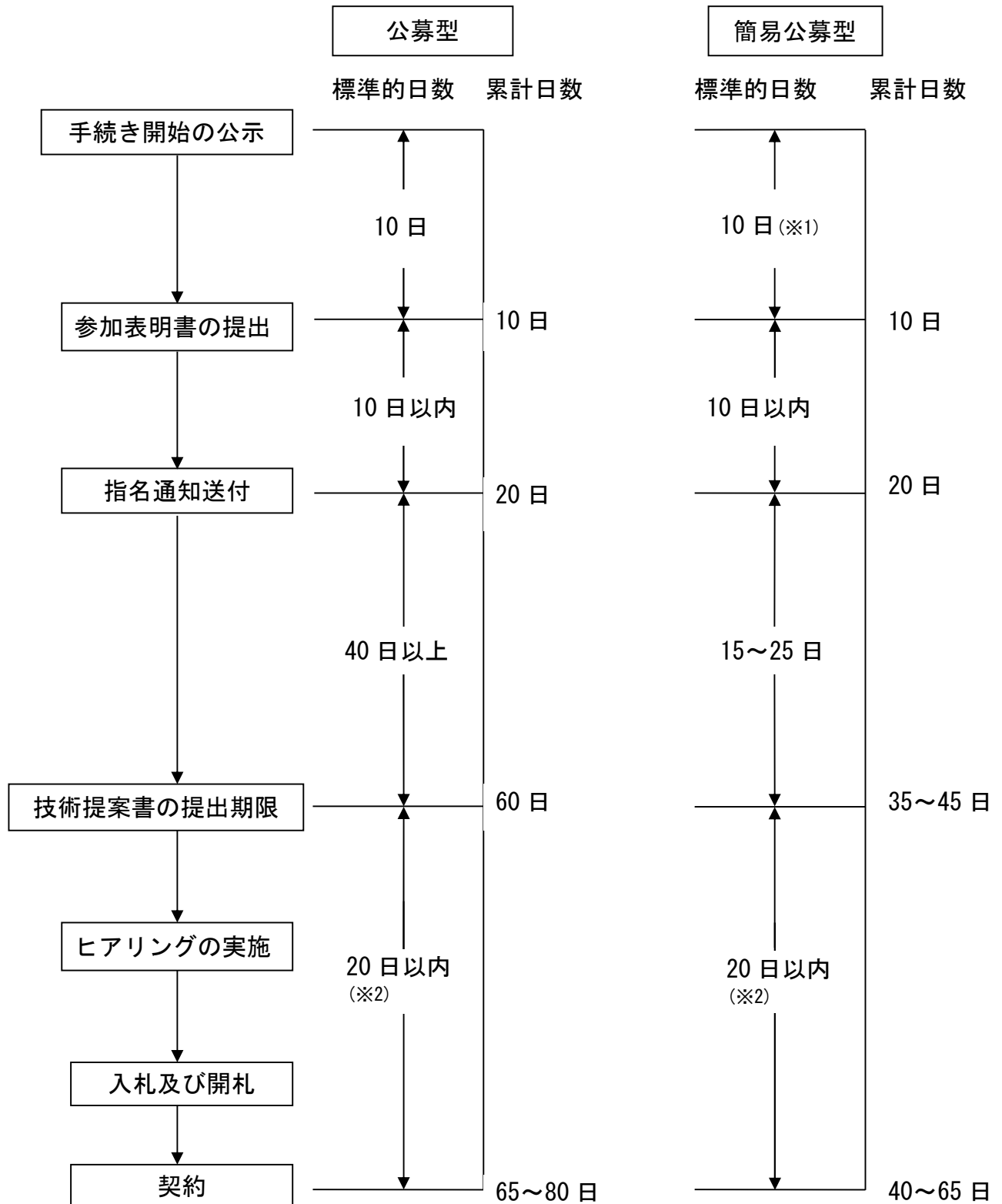
(※1)簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日迄短縮可能

(※2)累計日数の計算に於いて「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

(※3)上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

2) 総合評価落札方式【標準型】の実施手順

総合評価落札方式（標準型）にて発注する場合の標準的な実施手順を示すものであり、日数については業務内容等に応じ適宜設定できるものとする。



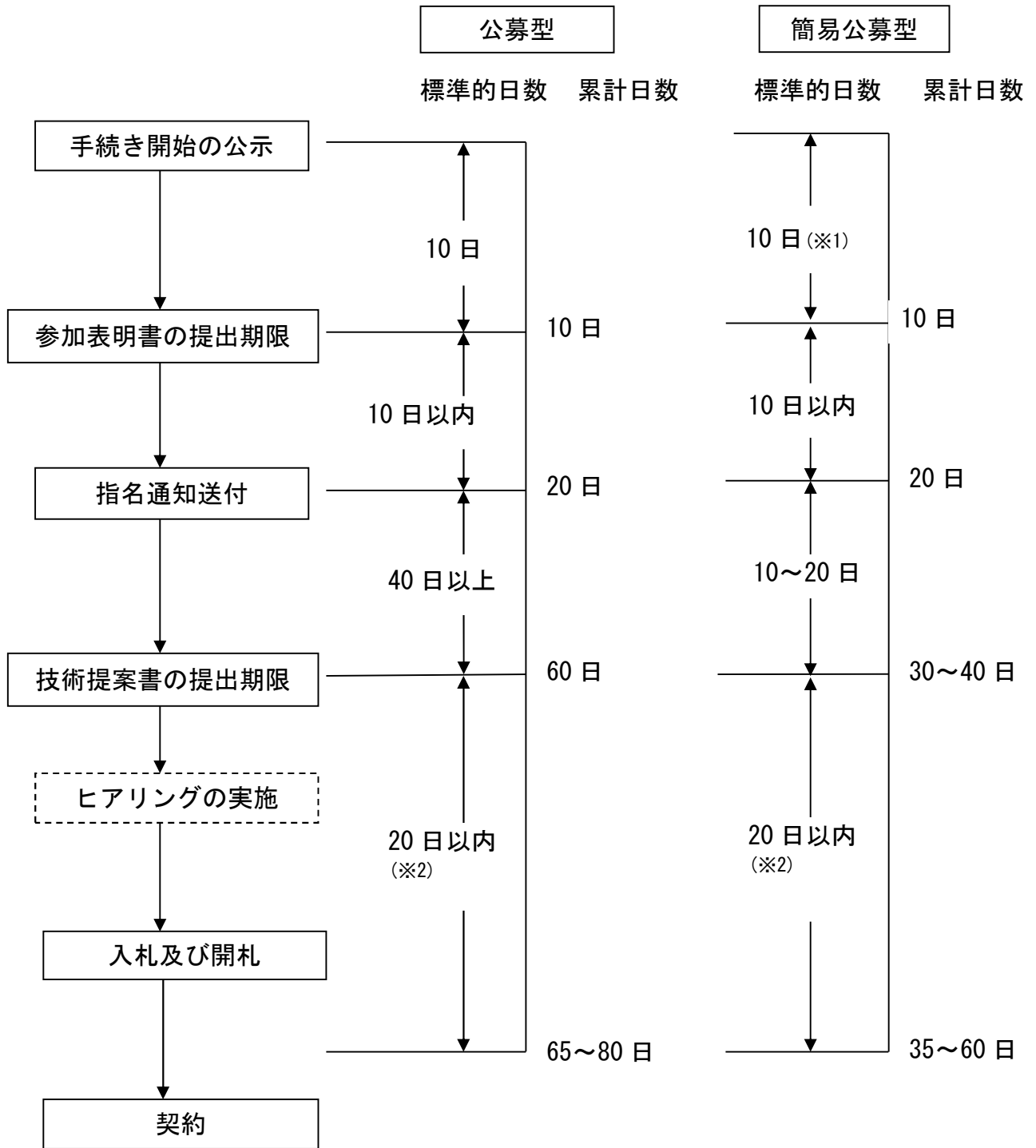
(※1) 簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日迄短縮可能。

(※2) 累計日数の計算に於いて「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

(※3) 上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

3) 総合評価落札方式【簡易型】の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）にて発注する場合の標準的な実施手順を示すものであり、日数については業務内容等に応じ適宜設定できるものとする。



必要に応じて実施

(※1)簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日迄短縮可能。

なお、同方式の場合は、参加表明及び技術提案書を同時に提出させる事も可能【注】

(※2)累計日数の計算に於いて「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

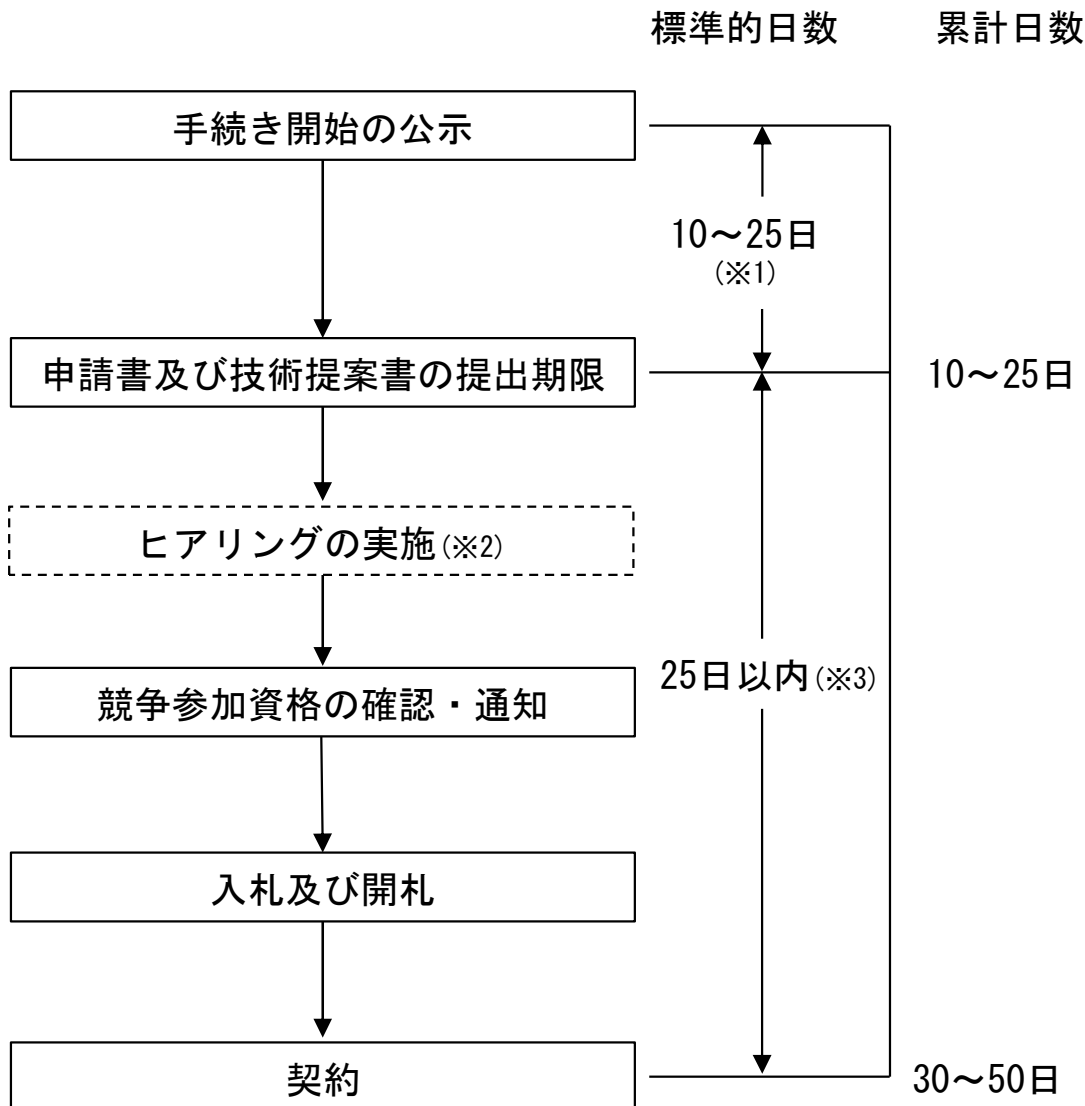
【注】入札公告→(15日以上)→参加表明・技術提案書同時提出→(5~20日以内)

→指名通知送付→(5~20日以内)→開札(全所要日数:25~55日)

(※3)上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

4) 一般競争入札での実施手順

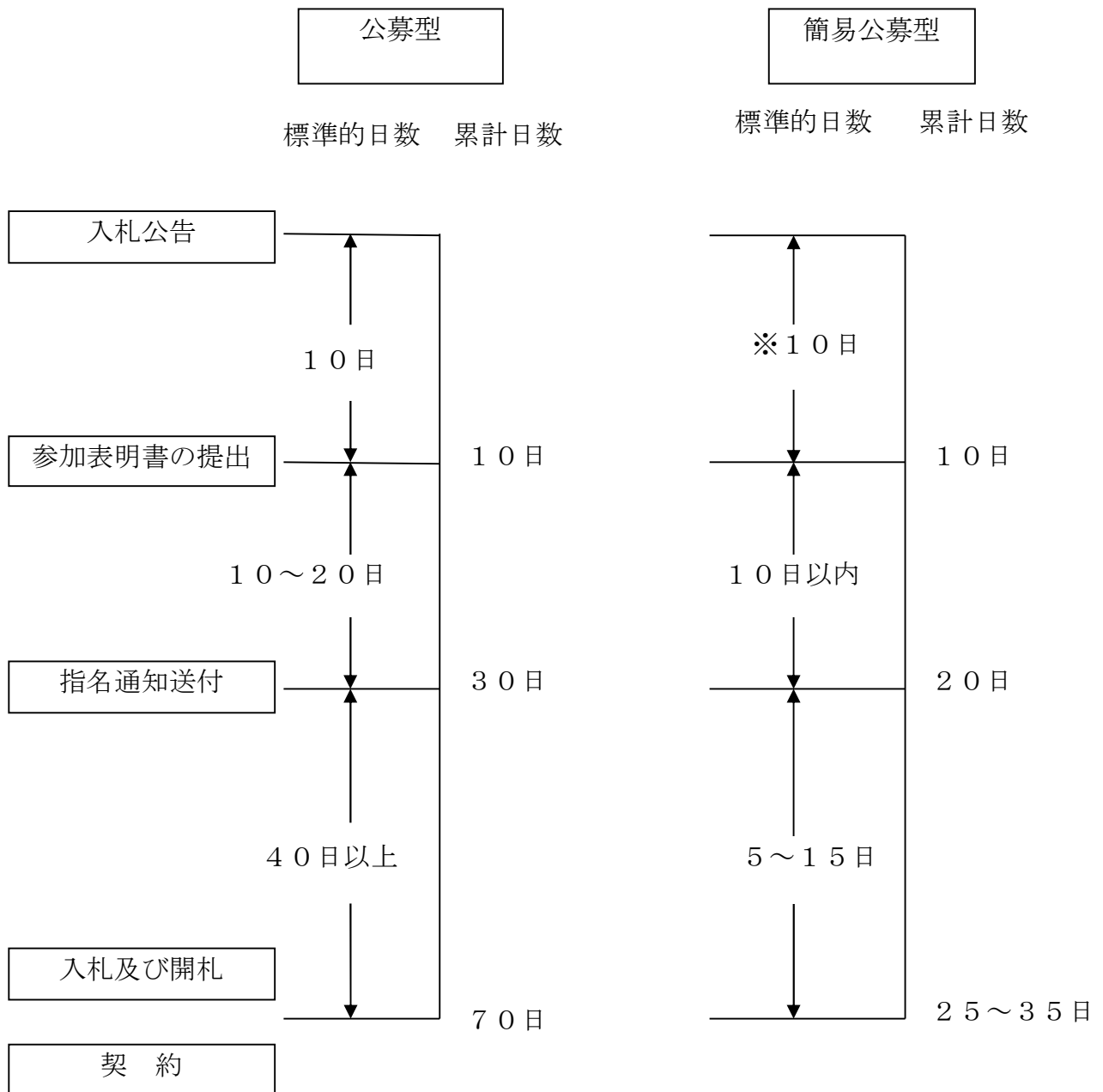
総合評価落札方式【標準型】【簡易型】のうち、一般競争入札を適用する場合の標準的な実施手順を示すものであり、日数については業務内容等に応じ適宜設定できるものとする。



- (※1) 評価テーマ数や求める技術提案の内容に応じ、25日以上の延長も可とする。
- (※2) 【標準型】は原則ヒアリングを実施、【簡易型】は必要に応じてヒアリングを実施。
- (※3) 累計日数の計算に於いて「25日以内」は便宜上「20～25日」として取り扱った。
- (※4) 上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

5) 価格競争入札での実施手順

公募型及び簡易公募型指名競争入札による価格競争方式の契約手順を以下に示す。日数については業務内容等に応じ、適宜設定できるものとする。



※1 簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※2 上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等は含む。

6) 一括審査方式の活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の建設コンサルタント業務等において、提出させる技術資料（実施方針及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとすることができる。実施にあたっては、手続き開始の公示及び入札説明書の交付は業務ごとに行うこと、落札決定を行う業務の順番を手続き開始の公示及び入札説明書において明らかにすることに留意する。

- 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- 業務の目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務
- 「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条の2及び第7条の3に掲げる業種区分が同一である業務
- 手続の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務
- 成果品の品質確保又は品質向上を図るために求める実施方針又は技術提案のテーマが同一となる業務

4. プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式の考え方

1) 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的考え方

- ①参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- ②参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- ③実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

(2) 選定・指名段階における配点

プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式の選定・指名段階における参加表明者

（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式・価格競争方式共通）

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価ウェイト	15% (▲5%)	35%	15% (+5%)	35%
		(▲10%)		(+10%)

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(3) 特定・入札段階における配点

- ①プロポーザル方式の特定段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「特定テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

なお、担い手確保や地域企業の活躍機会、若手や女性の活躍機会の確保を目的に、予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」の配点を圧縮した総合評価落札方式（チャレンジ型）の評価ウェイトは、(6)各段階の配点イメージを参考に設定するものとする。

4. プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式の考え方

プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	特定テーマに対する技術提案
評価ウェイト	10% (▲5%) →	15% (+5%)	25% (▲12.5%) →	50% (+12.5%)

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

- ②総合評価落札方式の入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価ウェイト	1:3の場合	10% (▲5%) →	15% (+5%)	25% (▲12.5%) →	50% (+12.5%)
	1:2の場合	15% (▲7.5%) →	18% (+7.5%)	30% (▲15%) →	37% (+15%)
	1:1の場合	25% (▲12.5%) →	25% (+12.5%)	50%	—

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(4) 設計共同体に対する審査・評価

設計共同体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮するようにする。

(5) 選定・指名者数の基本的な考え方

プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、3～5者程度を標準とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。

総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数は、10者以上を標準とする。

価格競争方式における指名者数は、上位順位から10者を標準とする。

4. プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式の考え方

なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

(6) 各段階の配点イメージ

選定・指名段階の配点イメージ

落札方式		選定等段階の配点イメージ			
プロポーザル方式					
総合評価 落札方式	標準型	企業の資格・実績等 10～15%	企業の成績・表彰 25～35%	技術者の資格・実績等 15～20%	技術者の成績・表彰 35～45%
	簡易型				

4. プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式の考え方

特定・入札段階の配点イメージ

落札方式		特定・入札段階の配点イメージ	
プロポーザル方式			
総合評価落札方式	標準型	<p>総合評価方式 1:3</p>	
		<p>総合評価方式 1:2</p>	
	簡易型	<p>総合評価方式 1:1</p>	
		<p>総合評価方式 1:3</p>	
総合評価落札方式 (チャレンジ型)	標準型	<p>総合評価方式 1:2</p>	
		<p>総合評価方式 1:1</p>	

5. プロポーザル方式の審査・評価

プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

(1) 説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する説明書において明示すべき事項を以下に示す。

1. 手続き開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 特定テーマ
 - (5) 主たる部分
 - (6) 再委託の禁止
 - (7) 成果品
 - (8) 履行期間
 - (9) 電子入札への対応
 - (10) その他
4. 参加表明書の提出者及び提案書の提出者として選定されるために必要な要件
 - (1) 技術提案書の提出者
 - (2) 参加表明書に関する要件
5. 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (1) 参加表明書の評価項目、判断基準、評価ウェイト
6. 参加表明書の留意事項
 - (1) 作成方法
 - (2) 関連資料
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4) 選定・非選定通知
 - (5) 共同設計方式
7. 技術提案書を特定するための基準
 - (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、評価ウェイト
8. 技術提案書の留意事項
 - (1) 基本事項
 - (2) 作成方法
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4) 既存資料の閲覧
 - (5) ヒアリング
 - (6) 特定・非特定通知
9. 説明書の内容についての質問の受付及び回答
10. 支払条件
11. 苦情申し立てに関する事項
12. その他の留意事項

(2) 選定段階での技術評価（参加要件）

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、参加要件を満たしていない者には、選定及び技術提案書提出要請を行わない。

また、要件を満たしている者が3～5者を超える場合における評価点上位3～5者以外の者についても、原則として選定及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。

プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】（参加要件）

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件 技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】	15% (10%～15%)
	専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公示日まで完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注者を問わないこと】	

5. プロポーザル方式の審査・評価

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務局の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】 過去〇年間の業務表彰等の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（業務評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ⋮ 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。 60点未満は選定しない	35% (25% ～35%)
			事故及び不誠実な行為	〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、参加表明書提出期限日において以下の措置を受けた日から〇日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意	—	
	小計				50% (35% ～50%)	

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	参加表明者の経験及び能力の割合に包 含する
		情報収集力	地域貢献度	過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績【過去〇年を基本とする。】	
		下記の順位で評価する。 ① 当該地整内の常駐技術者〇人以上【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外			
		下記の順位で評価する。 ① 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等の締結あり。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。活動実績は国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関との災害協定等の締結や実績について評価対象とすること。】			

5. プロポーザル方式の審査・評価

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断基準					
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が○%以上【○%は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満【△%は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
		経営力	瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額○万円以上の賠償責任保険に加入【○万円は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	
		経営力	遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去○年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外【○年は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	

【②予定管理技術者の評価】（参加要件）

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断基準					
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表-1 もしくは表-2 によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15%～20%)
		専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去○年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に○○○に関する研究実績がある。 ② 平成○○年4月1日から本業務の公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注者を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする】	

5. プロポーザル方式の審査・評価

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
	専門技術力	業務執行技術	判断基準		
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力 実績・表彰			過去〇年間に担当した業務の業務実績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、実績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務実績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 …… 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務実績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 60点未満は選定しない 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】	35% (35%～45%)
			過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】		
計					50% (50%～65%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去○年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	<p>平成○○年4月1日から本業務の公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：設計業務については原則、設定しない。】</p>
		専門技術力	業務執行技術力	当該部門従事期間	

【③業務実施体制（原則として設定）】（参加要件）

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
業務実施体制	<p>業務実施体制の妥当性</p> <p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>① 主たる部分が再委託予定となっている。</p> <p>② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>③ 設計共同体により業務を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担が必要以上に細分化されていること。 ・一の分担業務を複数の構成員が実施していること。 ・管理技術者は代表者たる構成員から配置しておらず、構成員毎に1名以上の担当技術者を配置していないこと。 	

合計	100%
----	------

表－1 <登録規程の別表に位置付が無い場合の>標準的な技術者資格と評価順位

<p>(1) 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門） 博士【博士の設定は、建設コンサルタント等業務の場合に限る。「工学」等の業務内容に係る分野を設定】</p>
<p>(2) RCCM(業務に該当する部門)【但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者】 APECエンジニア（業務に該当する分野） 土木学会認定技術者（特別上級・上級・1級） 海洋・港湾構造物設計士（海洋・港湾構造物の設計に適用） 港湾海洋調査士（業務に該当する部門） 水路測量技術（1級）【沿岸又は港湾】（水路測量に適用） 基本情報技術者（電子プログラム開発に適用） 地質調査技士（地質調査分野に適用）【但し、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者】 海洋・港湾構造物維持管理士（設計、維持管理計画調査に適用）【但し、維持管理に関する業務に限る】</p>

表－2 <登録規程の別表に位置付が有る場合の>標準的な技術者資格と評価順位

<p>(1) 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門） 博士【博士の設定は、建設コンサルタント等業務の場合に限る。「工学」等の業務内容に係る分野を設定】</p>
<p>(2) 国土交通省登録技術者資格※</p>
<p>(3) 上記以外</p>

※表－2中の「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（以下、登録規程という）に基づき、国土交通大臣が公示するとともに、国土交通省の登録簿に掲載された民間資格をいう。（国土交通省ホームページにおいて公表）

注1)登録規程の別表に「施設分野-業務-知識・技術を求める者」に位置付けられた技術者を評価する場合には表－2を、それ以外の技術者を評価する場合には表－1を適用すること。

注2) (1)の資格に加え、国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格を保有している場合は、配点の範囲内において1位評価に加えて更に加点できることとする。

注3) 表－2において、(2) 国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格を保有している場合は、(1)の資格と同等の評価とすることができる。

注4) 管理技術者（技術指導者）、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の

設定等を柔軟に行うこととする。

注5) 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

※ 注2) 注3) 文中の「当該業務に特化した資格」については以下のとおり。

	施設分野	業務区分	資格名	技術者名
1	港湾施設	維持管理計画策定業務、 点検・診断、設計	海洋・港湾構造物維持管理士	管理技術者
2	港湾施設	設計及び維持補修設計	海洋・港湾構造物設計士	管理技術者
3	港湾	深淺測量・水路測量	水路測量技術 1級（沿岸） 水路測量技術 1級（港湾）	管理技術者 照査技術者
4	港湾	深淺測量、磁気探査・潜水探査、 気象・海象調査、地質・土質調査、 海洋環境調査	港湾海洋調査士（総合）	管理技術者 照査技術者
5	港湾	深淺測量	港湾海洋調査士（深淺測量）	管理技術者 照査技術者
6	港湾	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士（危険物探査）	管理技術者 照査技術者
7	港湾	気象・海象調査	港湾海洋調査士（気象・海象調査）	管理技術者 照査技術者
8	港湾	地質・土質調査	港湾海洋調査士（土質・地質調査）	管理技術者 照査技術者
9	港湾	海洋環境調査	港湾海洋調査士（環境調査）	管理技術者 照査技術者

※複数の資格を保有することで加点を行う場合の考え方

資格の中には比較的広い範囲の業務をカバーする資格（例：技術士）と、特定の分野に特化した資格（例：海洋・港湾構造物維持管理士、海洋・港湾構造物設計士など）がある。両方の資格を併せ持つ場合には、成果品の品質が向上することを期待し加点を行うこととしている。

※評価方法として、最高点評価は「1位資格（技術士）」に加えて「当該業務に特化した資格」を保有している場合は更に加点できる評価とし、次点評価は「1位資格（技術士）」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

(3) 特定段階での技術評価

技術提案書提出者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトの設定例を示す。

※配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び特定テーマに関する技術提案の内容について確認する。

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①配置予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目			評価の着目点			評価ウェイト
					判断基準	
予定技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表-1 もしくは表-2 によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	10% (5% ~10%)
			専門技術力	業務執行技術力 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注者を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする】	
予定技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力 過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ⋮ 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】	15% (15% ~20%)

5. プロポーザル方式の審査・評価

評価項目	評価の着目点		評価 ウェイト
		判断基準	
		<p>過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】</p>	<p>平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰等の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①局長表彰の実績あり ②部長・事務所長表彰の実績あり又は災害協定等に基づく災害活動に対する表彰あり ③ 災害協定等の締結に基づく災害活動に対する感謝状あり</p> <p>【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】</p>
小計			25%

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト	
		判断基準				
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 担当・照査技術者	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務 所管内、周辺での受 注実績の有無【過去〇 年を基本とする。内容 を評価する場合はそ の旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公示日まで に完了した当該事務所・周辺での業務実績の有 無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実 績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定 めのない場合はこれに準ずる技術者として従 事した者）として従事した実績を評価対象とす る。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する
		資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専 門分野の内容	業務に応じて、P22 表－1 もしくは表－2 によ って評価する。 【注1：担当技術者を評価する場合は全ての資 格を同等の評価とすること。 注2：陸上測量業務における測量士については 参加要件とし評価しない。】	
		専門技術力	業務執 行技術 力	過去〇年間の同種又 は類似業務等の実績 の内容【過去〇年を基 本とする。件数を評価 する場合はその旨を 記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日ま でに完了した同種業務の実績、又は過去に〇 〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日ま でに完了した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は発注者を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認 定・表彰制度により認定された実績について評 価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定 めのない場合はこれに準ずる技術者として従 事した者）として従事した実績を評価対象とす る】	
		情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務 所管内、周辺での受 注実績の有無【過去〇 年を基本とする。内容 を評価する場合はそ の旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公示日まで に完了した当該事務所・周辺での業務実績の有 無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実 績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定 めのない場合はこれに準ずる技術者として従 事した者）として従事した実績を評価対象とす る。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する

5. プロポーザル方式の審査・評価

評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト		
		判断基準					
成績・表彰	担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	<p>過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする】</p>	<p>平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。</p> <p>【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】</p>		
				<p>過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する】</p>	<p>平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり</p> <p>【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】</p>		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	<p>当該部門の従事期間</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が〇年以上</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】</p>	管理技術者の割合に包含する
			C P D		<p>C P D取得単位を評価する。</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】</p>		

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を書面審査とあわせて「実施方針等」および「特定テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
		判断基準		
程 表 ・ 実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ 工 ※	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	25% (12.5% ～25%)
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	○	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4版1枚とし、業務内容に応じてA4版2枚までとすることができる。

【④特定テーマ】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
			判断基準		
特定テーマに関する技術提案※	全体	特定テーマ間の整合性 【業務に応じて、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等に変更する。】	○	相互に関連する複数の特定テーマ間の整合性【業務に応じて、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等に変更する。】が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)
		特定テーマ1	的確性	◎	
	◎			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	○			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
	○			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
	実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
		○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
		○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
	独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		
		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
		○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			
3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※特定テーマが1テーマの場合、又は複数の工種に対して各々テーマを設定しているため「テーマ間の整合性」の評価が困難な場合は、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等を判断基準として設定すること。

※特定テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

小計（実施方針+特定テーマ）	75%
----------------	-----

【⑤参考見積に関する確認（原則として設定）】

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合に特定はしない。
合計		100%

6. 総合評価落札方式の審査・評価

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては指名通知）において明示すべき事項を以下に示す。

1. 手続き開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 技術提案を求める評価テーマ
 - (5) 主たる部分
 - (6) 再委託の禁止
 - (7) 成果品
 - (8) 履行期間
 - (9) 電子入札への対応について
 - (10) その他
4. 指名されるために必要な要件
 - (1) 入札参加者に要求される資格
 - (2) 参加表明書に関する要件
 - (3) 入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - (1) 参加表明書の作成方法
 - (2) 関連資料
 - (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法
 - (2) 総合評価の評価方法
 - (3) 技術評価点を算出するための基準
 - (4) 技術提案等の履行確実性について
 - (5) 技術提案等に基づく業務の履行について
9. 技術提案書の提出等
 - (1) 技術提案書の作成方法

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

- (2) 技術提案書の無効
- (3) 実施方針・業務フロー・工程表その他
- (4) 評価テーマに関する技術提案
- (5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) 既存資料の閲覧
- (7) 参加表明書及び技術提案書に関するヒアリング
- (8) 履行確実性に関するヒアリング
- 10. 入札及び開札の日時及び場所
- 11. 入札方法等
- 12. 入札保証金及び契約保証金
- 13. 開札
- 14. 入札の無効
- 15. 手続における交渉の有無
- 16. 契約書作成の要否
- 17. 支払条件
- 18. 火災保険付保の要否
- 19. 苦情申し立てに関する事項
- 20. 関連情報を入手するための照会窓口
- 21. 情報管理体制
- 22. その他の留意事項

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

(2) 指名段階での技術評価（参加要件）

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】（参加要件）

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
			判断基準	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件 技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	15% (10%～15%)
		専門技術力 成果の確実性	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力 成果の確実性	過去〇年間の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合いに応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	35% (25%～35%)

6. 総合評価落札方式

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
		判断基準	
		過去〇年間の業務表彰等の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり
	事故及び不誠実な行為	国土交通省〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、参加表明書提出期限日において以下の措置を受けた日から〇日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意	—
小計			50% (35% ～50%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト			
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該地整内の常駐技術者〇人以上【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
		情報収集力	地域貢献度	過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績【過去〇年を基本とする。】	下記の順位で評価する。 ① 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等の締結あり。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。活動実績は国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関との災害協定等の締結や実績について評価対象とすること。】	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上【〇%は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満【△%は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入【〇万円は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	

6. 総合評価落札方式

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
	判断基準			
	遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【〇年は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	

【②予定管理技術者の評価】（参加要件）

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		
	判断基準					
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件 技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表-1 もしくは表-2 によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15% ~20%)	
	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日まで完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日まで完了した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注1：業務実績は発注者を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ①〇〇点以上 ②〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】 60点未満は選定しない	35% (35% ~45%)

6. 総合評価落札方式

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
		判断基準		
		過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】	50% (50% ～65%)
小計				

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
		判断基準		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力 地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
	資格・実績等	専門技術力 業務執行技術力	当該部門従事期間	
			平成〇〇年4月1日本業務の公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	
			下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が〇年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

【③業務実施体制（原則として設定）】（参加要件）

評価項目	評価の着目点	
		判断基準
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>① 主たる部分が再委託予定となっている。</p> <p>② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>③ 設計共同体により業務を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担が必要以上に細分化されていること。 ・一の分担業務を複数の構成員が実施していること。 ・管理技術者は代表者たる構成員から配置しておらず、構成員毎に1名以上の担当者を配置していないこと。

合計	100%
----	------

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 原則、配置予定管理技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について評価する。

公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【① 予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目			評価の着目点			評価ウェイト		
						1:3	1:2	
予定技術者 (又は技術指導者) の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表-1 もしくは表-2 によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	10% (5% ～ 10%)	15% (7.5% ～ 15%)
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】			

6. 総合評価落札方式

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

評価項目			評価の着目点		評価ウェイト		
					1:3	1:2	
予定技術者 (又は技術指導者) の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力 過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ①〇〇点以上 ②〇〇点以上〇〇点未満 …… 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】	15% (15% ~ 20%)	18% (18% ~ 25.5%)
				過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰等の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり又は災害協定等に基づく災害活動に対する表彰あり ③ 災害協定等の締結に基づく災害活動に対する感謝状あり 【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】		
小計					25%	33%	

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目			評価の着目点			評価 ウェイト	
			判断基準				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から【本業務の公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する
		担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22表-1もしくは表-2によって評価する。 【注1：担当技術者を評価する場合は全ての資格を同等の評価とすること】 【注2：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない】	
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した類似業務の実績がある。 【注1：業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当・照査技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する

6. 総合評価落札方式

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】
			過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績あり ②部長・事務所長表彰の実績あり 【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】
管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】
		CPD		CPD取得単位を評価する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

【②ヒアリング】

原則として実施する。ヒアリングを通じた技術提案内容の確認結果は書面審査とあわせて「実施方針等」および「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト		
		判断基準	1:3	1:2	
程 実 表 施 ・ 方 其 針 他 ※ 実 施 フ ロ ー ・ 工	業務理解度	◎	25% (12.5% ～ 25%)	30% (15% ～ 30%)	
	実施手順	◎			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
		◎			業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
	その他	◎			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
○		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。			
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4版1枚とし、業務内容に応じてA4版2枚までとすることができる。

6. 総合評価落札方式

1) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
			判断基準	1:3	1:2
評価テーマに関する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性【業務に応じて、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等に変更する。】	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性【業務に応じて、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等に変更する。】が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50% ～ 62.5%)	37% (37% ～ 52%)
	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
			◎ 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		
			○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
			◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
			○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
	2	的確性、実現性について上記を準用	○		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマが1テーマの場合、又は複数の職種に対して各々テーマを設定しているため「テーマ間の整合性」の評価が困難な場合は、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等を判断基準として設定すること。

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

小計（実施方針+評価テーマ）	75%	67%
----------------	-----	-----

合計	100%
----	------

2) 公募型及び簡易公募型入札での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては指名通知）において明示すべき事項を以下に示す。

1. 手続き開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 主たる部分
 - (5) 再委託の禁止
 - (6) 成果品
 - (7) 履行期間
 - (8) 電子入札への対応について
 - (9) その他
4. 指名されるために必要な要件
 - (1) 入札参加者に要求される資格
 - (2) 参加表明書に関する要件
 - (3) 入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - (1) 参加表明書の作成方法
 - (2) 関連資料
 - (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法
 - (2) 総合評価の評価方法
 - (3) 技術評価点を算出するための基準
 - (4) 技術提案等の履行確実性について
 - (5) 技術提案等に基づく業務の履行について
9. 技術提案書の提出等
 - (1) 技術提案書の作成方法
 - (2) 技術提案書の無効
 - (3) 実施方針・実施フロー・工程表その他
 - (4) 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

- (5) 既存資料の閲覧
- (6) 参加表明書及び技術提案書に関するヒアリング
- (7) 履行確実性に関するヒアリング
- 10. 入札及び開札の日時及び場所
- 11. 入札方法等
- 12. 入札保証金及び契約保証金
- 13. 開札
- 14. 入札の無効
- 15. 手続における交渉の有無
- 16. 契約書作成の要否
- 17. 支払条件
- 18. 火災保険付保の要否
- 19. 苦情申し立てに関する事項
- 20. 関連情報を入手するための照会窓口
- 21. 情報管理体制
- 22. その他の留意事項

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

(2) 指名段階での技術評価（参加要件）

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】（参加要件）

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等		
参加表明者の経験及び能力 資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】	15% (10%～15%)
	専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。】	

6. 総合評価落札方式

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目		評価の着目点		評価ウェイト		
			判断基準			
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。「平成〇年度から平成〇年度の間」としてもよい。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点の平均点を下記の順位で評価する。 ①〇〇点以上 ②〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。 60点未満は選定しない	35% (25%～35%)
			過去〇年間の業務表彰等の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績あり ②部長・事務所長表彰の実績あり		
		事故及び不誠実な行為	〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、参加表明書提出期限日において以下の措置を受けた日から〇日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①文書注意 ②口頭注意	—		
小計				50% (35%～50%)		

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該地整内の常駐技術者〇人以上【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	参加表明者の経験及び能力の割合に包 含する
		情報収集力	地域貢献度	過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績【過去〇年を基本とする。】	下記の順位で評価する。 ① 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等の締結あり。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。活動実績は国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関との災害協定等の締結や実績について評価対象とすること。】	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上【業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満【業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入【業務内容に応じて適宜設定するものとする】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	
			遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

【②予定管理技術者の評価】（参加要件）

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		
			判断基準			
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表－1 もしくは表－2 によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15%～20%)	
	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容 【過去○年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年 4 月 1 日から本業務の公示日まで完了した同種業務の実績、又は過去に○○○〇に関する研究実績がある。 ② 平成○○年 4 月 1 日から【本業務の公示日まで完了した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注 2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注 3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間に担当した業務の業務成績【過去○年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成○○年度から○○年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① ○〇点以上 ② ○〇点以上○○点未満 ⋮ ○○点以上○○点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】 60点未満は選定しない	35% (35%～45%)

6. 総合評価落札方式

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
			判断基準	
		過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり 【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	
小計				50% (50% ～65%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
			判断基準	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
		情報収集力	当該部門従事期間	
	専門技術力	業務執行技術力	当該部門従事期間	
			平成〇〇年4月1日から本業務の公示日まで完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	
			下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

【③業務実施体制（原則として設定）】（参加要件）

評価項目		評価の着目点
		判断基準
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>① 主たる部分が再委託予定となっている。</p> <p>② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>③ 設計共同体により業務を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担が必要以上に細分化されていること。 ・一の分担業務を複数の構成員が実施していること。 ・管理技術者は代表者たる構成員から配置しておらず、構成員毎に1名以上の担当者を配置していないこと。

合計	100%
----	------

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 必要に応じて配置予定管理技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針に関する技術提案の内容について確認する。

公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目			評価の着目点			評価ウェイト (1:1)	
							判断基準
予定技術者 (又は技術指導者) の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22表-1もしくは表-2によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	25% (12.5%～25%)
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】		

6. 総合評価落札方式

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価 ウェイト (1:1)	
予定技術者 (又は技術指導者) の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】	25% (25% ～ 37.5%)
					過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰等の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり又は災害協定等に基づく災害活動に対する表彰あり ③ 災害協定等の締結に基づく災害活動に対する感謝状あり 【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	
小計						50%	

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価 ウェイト (1:1)	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する
		担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22表-1もしくは表-2によって評価する。 【注1：担当技術者を評価する場合は全ての資格を同等の評価とすること】 【注2：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない】	
		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した類似業務の実績がある。 【注1：業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		

6. 総合評価落札方式

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目			評価の着目点		評価 ウェイト (1:1)
			情報収集力	判断基準	
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 担当・照査技術者 成績・表彰	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公示日まで完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する	
		過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 …… 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】		
		過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり 【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】		

6. 総合評価落札方式

2) 公募型及び簡易公募型での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目			評価の着目点			評価 ウェイト (1:1)
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】
			CPD			

【②ヒアリング】

必要に応じて実施する。ヒアリングを実施した場合、技術者の評価、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト (1:1)
	判断基準			
その他※ 実施方針・実施フロー・工程表・	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	50%
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	○	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4版1枚とし、業務内容に応じてA4版2枚までとすることができる。

【④評価テーマ】

簡易型では「評価テーマによる技術提案」については求めない。

合計	100%
----	------

3) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

入札公告を行う際に交付する入札説明書において明示すべき標準的事項を以下に示す。

1. 公告日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 技術提案を求める評価テーマ
 - (5) 主たる部分
 - (6) 再委託の禁止
 - (7) 成果品
 - (8) 履行期間
 - (9) 電子入札への対応について
 - (10) その他
4. 入札参加資格
 - (1) 入札参加者に要求される資格
 - (2) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件
 - (3) 配置予定技術者に関する要件
 - (4) 競争参加資格確認申請書に関する要件
5. 競争参加資格確認申請書の提出等
 - (1) 作成方法
 - (2) 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項
 - (3) 関連資料
 - (4) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (5) 既存資料の閲覧
6. 競争参加資格確認の通知及び理由の説明
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法
 - (2) 総合評価の評価方法
 - (3) 技術評価点を算出するための基準
 - (4) 技術提案等に基づく業務の履行

3) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

9. ヒアリングについて

(1) 競争参加資格確認申請書に関するヒアリング

(2) 履行確実性に関するヒアリング

10. 入札及び開札の日時及び場所

11. 入札方法等

12. 入札保証金及び契約保証金

13. 開札

14. 入札の無効

15. 手続きにおける交渉の有無

16. 契約書作成の要否

17. 支払条件

18. 火災保険付保の要否

19. 非落札理由の説明

20. 再苦情申し立てに関する事項

21. 関連情報を入手するための照会窓口

22. 情報管理体制

23. その他の留意事項

3) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

(2) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された競争参加資格確認申請書等について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 原則、配置予定管理技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【一般競争入札の場合】

【① 予定技術者の評価】

ア 標準的に設定する項目 ※必要に応じ選択可能

評価項目			評価の着目点			評価ウェイト		
						判断基準	1:3	1:2
予定技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表-1 もしくは表-2 によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	10% (5% ～ 15%)	15% (7.5% ～ 15%)
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公告日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公告日までに完了した類似業務の実績がある。 【注1：業務実績は発注機関は問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		
予定技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積度合等を総合的に勘案し、対象業務の拡大、細分化、年数を適宜設定する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ⋮ 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】	15% (15% ～ 20%)	18% (18% ～ 25.5%)

3) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト		
			判断基準	1:3	1:2
		過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰等の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり又は災害協定等に基づく災害活動に対する表彰あり ③ 災害協定等の締結に基づく災害活動に対する感謝状あり 【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】		
小計				25%	33%

3) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト	
		判断基準					
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公告日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する
		担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22表-1もしくは表-2によって評価する。 【注1：担当技術者を評価する場合は全ての資格を同等の評価とすること】 【注2：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない】	
		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公告日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公告日までに完了した類似業務の実績がある。 【注1：業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当・照査技術者	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年4月1日から本業務の公告日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する

3) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

評価項目		評価の着目点		評価 ウェイト	
			判断基準		
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に業務の業務成績十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積度合等を総合的に勘案し、対象業務の拡大、細分化、年数を適宜設定する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】	
			過去〇年間の技術者表彰の有無【各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績あり ②部長・事務所長表彰の実績あり 【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	
資格・実績等	管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が〇年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】
		CPD			CPD取得単位を評価する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】

【②ヒアリング】

原則として実施する。ヒアリングを通じた技術提案内容の確認結果は書面審査とあわせて「実施方針等」および「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

3) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト		
	判断基準		1:3	1:2	
表・実施方針・実施フロー・工程 その他※	業務理解度	◎	25% (12.5%～25%)	30% (15%～30%)	
	実施手順	◎			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
		◎			業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
	その他	○			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
○		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。			

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト			
	判断基準		1:3	1:2		
評価テーマに対する技術提案※	全体	○	50% (50%～62.5%)	37% (37%～52%)		
	評価テーマ1	評価テーマ間の整合性【業務に応じて、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等に変更する。】			○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性【業務に応じて、「実施方針などを含めた技術提案全体の整合性」等に変更する。】が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。
					◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
					◎	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
					○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
	実現性	◎			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
					◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
◎			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			
2	的確性、実現性について上記を準用	○	○	○		
		○	○	○		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。
※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4版1枚とし、業務内容に応じてA4版2枚までとする。

小計（実施方針+評価テーマ）	75%	67%
----------------	-----	-----

合計	100%
----	------

4) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

入札公告を行う際に交付する入札説明書において明示すべき標準的事項を以下に示す。

1. 公告日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 主たる部分
 - (5) 再委託の禁止
 - (6) 成果品
 - (7) 履行期間
 - (8) 電子入札への対応について
 - (9) その他
4. 入札参加資格
 - (1) 入札参加者に要求される資格
 - (2) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件
 - (3) 配置予定技術者に関する要件
 - (4) 競争参加資格確認申請書に関する要件
5. 競争参加資格確認申請書の提出等
 - (1) 作成方法
 - (2) 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項
 - (3) 関連資料
 - (4) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (5) 既存資料の閲覧
6. 競争参加資格確認の通知及び理由の説明
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法
 - (2) 総合評価の評価方法
 - (3) 技術評価点を算出するための基準
 - (4) 技術提案等に基づく業務の履行
9. ヒアリングについて
 - (1) 競争参加資格確認申請書に関するヒアリング

4) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

- (2) 履行確実性に関するヒアリング
 - 10. 入札及び開札の日時及び場所
 - 11. 入札方法等
 - 12. 入札保証金及び契約保証金
 - 13. 開札
 - 14. 入札の無効
 - 15. 手続における交渉の有無
 - 16. 契約書作成の要否
 - 17. 支払条件
 - 18. 火災保険の付保
 - 19. 非落札理由の説明
 - 20. 苦情申し立てに関する事項
 - 21. 関連情報を入手するための照会窓口
 - 22. 情報管理体制
 - 23. その他の留意事項

4) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

(2) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された競争参加資格確認申請書等について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ ヒアリングは、必要がある場合に、配置予定管理技術者を対象に実施する。その際は、事前に提出された実施方針に関する技術提案の内容について評価する。

総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例【一般競争入札の場合】

【①予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目			評価の着目点			評価ウェイト (1:1)
			判断基準			
予定技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表-1 もしくは表-2 によって評価する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】
			専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去○年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	

6. 総合評価落札方式

4) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目			評価の着目点		評価 ウェイト (1:1)	
						判断基準
予定技術者 (又は技術指導者) の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	<p>過去〇年間に担当した業務の業務成績【十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】</p> <p>平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ：</p> <p>〇〇点以上〇〇点未満</p> <p>請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。</p> <p>【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】</p>	25% (25% ～ 37.5%)
				過去〇年間の技術者表彰の有無【各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	<p>平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰等の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり又は災害協定等に基づく災害活動に対する表彰あり ③ 災害協定等の締結に基づく災害活動に対する感謝状あり</p> <p>【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】</p>	
小計					50%	

6. 総合評価落札方式

4) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト (1:1)	
		判断基準				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力 地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去○年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年4月1日から本業務の公告日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】	管理技術者の割合に包含する
	担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22表-1もしくは表-2によって評価する。 【注1：担当技術者を評価する場合は全ての資格を同等の評価とすること】 【注2：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない】	
		専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去○年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年4月1日から本業務の公告日までに完了した同種業務の実績、又は過去に○○○○に関する研究実績がある。 ② 平成○○年4月1日から本業務の公告日までに完了した類似業務の実績がある。 【注1：業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	

6. 総合評価落札方式

4) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目			評価の着目点			評価 ウェイト (1:1)
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当・照査技術者	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去〇年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	<p>平成〇〇年4月1日から本業務の公告日まで完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】</p>
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	
		過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】		平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。		

管理技術者の割合に包含する

6. 総合評価落札方式

4) 一般競争入札方式での総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価

評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト (1:1)
		判断基準			
資格・実績等	管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】
		CPD			

【②ヒアリング】

必要に応じて実施する。ヒアリングを実施した場合には、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト (1:1)
	判断基準			
その他※ 実施方針・実施フロー・工程表・	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	50%
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	○	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4版1枚とし、業務内容に応じてA4版2枚までとすることができる。

【④評価テーマ】

簡易型では「評価テーマによる技術提案」については求めない。

合計	100%
----	------

5) 総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。また、評価値の算出方法は下記のとおりとする。

○評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3

(価格評価点 20 ~ 60 点 : 技術評価点 60 点)

○技術評価点の評価項目例

- ・ 業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・ 技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・ 技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・ 業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績

○価格評価点 = $20 \sim 60 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$

○技術評価点 = $60 \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}}{\text{技術評価の配点合計点}}$

7. 価格競争方式の審査・評価

(1) 価格競争方式における具体的な審査・評価について

①入札説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する入札説明書において明示すべき事項を以下に示す。

1. 手続き開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - 1) 業務名
 - 2) 業務の目的
 - 3) 業務内容
 - 4) 主たる部分
 - 5) 再委託の禁止
 - 6) 履行期間
 - 7) 電子入札への対応
 - 8) 見積もり参考資料の開示
 - 9) 第三者照査
4. 指名されるために必要な要件
 - 1) 入札参加者に要求される資格
 - 2) 参加表明書に関する要件
 - 3) 入札参加者を選定するための基準
5. 担当部局
6. 参加表明書の提出等
 - 1) 作成方法
 - 2) 作成にあたっての留意事項
 - 3) 関連資料
 - 4) 提出期限、提出場所及び提出方法
7. 非指名理由について
8. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
9. 落札者の決定方法
10. 入札及び開札
11. 入札方法等
12. 入札保証金及び契約保証金
13. 開札
14. 入札の無効
15. 契約書作成の要否
16. 支払条件
17. 再苦情申立て

- 18. 火災保険の付保
- 18. 関連情報を入手するための照会窓口
- 19. 関連情報を入手するための照会窓口
- 20. 見積参考資料の開示について
- 21. 低価格入札に伴う第三者照査の実施について
 - 1) 第三者照査の企業に要求される資格
 - 2) 第三者照査の照査技術者に要求される資格及び実績
 - 3) 照査技術者の通知
 - 4) 第三者照査
 - 5) 打合せへの立会い
 - 6) 第三者照査技術者の TECRIS 登録
 - 7) かし担保
 - 8) 罰則
- 22. 情報管理体制
- 23. その他の留意事項

②選定・指名段階での評価

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、審査を行う。

【企業の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	15% (10% ～15%)
		専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	35% (25% ～35%)
				過去〇年間の業務表彰等の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	

7. 価格競争方式の審査・評価

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
		判断基準	
事故及び不誠実な行為	国土交通省〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、参加表明書提出期限日において以下の措置を受けた日から〇日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意		—
小計			50% (35% ～50%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		
			判断基準			
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該地整内の常駐技術者〇人以上【業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	参加表明者の経験及び能力の割合に包 含する
		情報収集力	地域貢献度	過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績【過去〇年を基本とする。】	下記の順位で評価する。 ① 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での災害協定等の締結あり。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。活動実績は国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関との災害協定の締結や実績について評価対象とすること。】	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上【〇%は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満【△%は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入【〇万円は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	
			遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【〇年は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	

【予定管理技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
		資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容		
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P22 表－1 もしくは表－2 によって評価する。 【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15% ～20%)
	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去○年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	過去の順位で評価する。 ① 平成○○年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に○○○〇に関する研究実績がある。 ② 平成○○年4月1日から本業務の公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注1：業務実績は発注機関は問わないこと。 注2：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること 注3：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		
予定管理技術者（又は技術指導者）の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間に担当した業務の業務成績【過去○年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成○○年度から○○年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査 or 建設コンサルタント等）の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ⋮ ○○点以上○○点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加算しない。 60点未満は選定しない 【注：管理技術者として従事した実績を評価対象とする。※管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価】	35% (35% ～45%)

7. 価格競争方式の審査・評価

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
		判断基準	
	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	<p>平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局（港湾空港関係）発注業務の同じ業種区分（測量・調査業務 or 建設コンサルタント等）で受けた優良業務表彰等の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 部長・事務所長表彰の実績あり又は災害協定等に基づく災害活動に対する表彰あり ③ 災害協定等の締結に基づく災害活動に対する感謝状あり</p> <p>【注1：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする 注2：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】</p>	
小計			50% (50% ～65%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
	判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去○年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年4月1日から本業務の公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：設計業務については原則、設定しない。】
		地域精通度	当該部門従事期間	
		業務執行技術力		予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する

【業務実施体制（原則として設定）】

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 主たる部分が再委託予定となっている。 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③ 設計共同体により業務を実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担が必要以上に細分化されていること。 ・一の分担業務を複数の構成員が実施していること。 ・管理技術者は代表者たる構成員から配置しておらず、構成員毎に1名以上の担当者を配置していないこと。

合計	100%
----	------

8. その他の留意事項

8-1 評価テーマの設定

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。また、技術提案書の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは認めるが新たに作成したCGや詳細図面を用いることは認めない。技術提案書の作成費用は入札参加者の負担になっていることに配慮し、評価テーマ等は適切に設定することが必要である。

8-2 評価内容の担保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

(1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続前の特記仕様書案の記載を工夫することが考えられる。

(特記仕様書の記載例)

〇〇〇〇〇〇〇〇について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

(2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書に記載し、履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

②評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

8-3 中立かつ公正な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、手続の透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価委員会等を設置し審議を行うこと。

(1) 国における学識経験者の意見聴取

国においては、プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案書の特定及び落札者決定について意見を聴く。

①実施方針の策定

総合評価落札方式の適用業務を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

②複数の業務に共通する評価方法の策定

特定（プロポーザル方式）又は入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び特定する者又は落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

③個別業務における意見聴取

プロポーザル方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、業務特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意する。

また、総合評価審査委員会等の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

8-4 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定（プロポーザル方式）、指名・入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準、特定方法（プロポーザル方式）や落札者の決定方法（総合評価落札方式）については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

(1) プロポーザル方式

① 手続開始時

プロポーザル方式の適用業務では、説明書において以下の事項を明記する。

- 1) プロポーザル方式の適用の旨
- 2) 参加資格
 - ・ 単体企業
 - ・ 設計共同体
- 3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- 4) 技術提案書の特定のための評価に関する基準

② 特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式-1とする。

- 1) 特定した業者名
- 2) 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「特定テーマ（特定テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

③ 苦情及び説明要求等の対応

プロポーザル方式の審査結果については、技術提案提出者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、特定されなかった技術提案提出者から特定に関する情報提供依頼があった場合には、当該提出者と特定された者のそれぞれの項目別の得点を提供する。

(2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

① 手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- 1) 総合評価落札方式の適用の旨
- 2) 指名されるために必要な要件
 - ・ 入札参加者に要求される資格
 - ・ 入札参加者を選定するための基準
- 3) 総合評価に関する事項
 - ・ 落札者の決定方法
 - ・ 総合評価の方法

② 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式-2とする。

- 1) 落札した業者名
- 2) 各業者の入札価格
- 3) 各業者の価格評価点
- 4) 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く3項目）それぞれの小計及び合計点を公表

5) 各業者の評価値

③苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

様式 - 1

プロポーザル評価表

1. 件名 ○○環境影響検討業務
 2. 所属事務所 ○○港湾・空港整備事務所
 3. 技術提案書の特定通知日 令和○年○月○日
- 港湾・空港整備事務所長

業者名	技術評価点の内訳						技術評価点 合計	備考	適用
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	特定テーマ		特定テーマ2			
				特定テーマ1	特定テーマ2				
評価のウェート	10	15	25	25	25	100			
A社	9.0	12.0	20.0	20.0	20.0	86.0		特定	
B社	9.0	12.0	20.0	20.0	20.0	81.0			
C社	8.0	9.0	15.0	15.0	20.0	67.0			
D社	8.0	9.0	15.0	15.0	15.0	62.0			
E社	7.0	9.0	10.0	15.0	15.0	56.0			

上記は技術提案書の評価結果と相違ないことを証明する。

令和○年○月○日

入札調書（総合評価落札方式）

予定価格	15,000,000	(消費税抜き)
調査基準価格	11,000,000	(消費税抜き)
価格評価点の満点	20点	

1. 件名
〇〇港〇〇地区防波堤細部設計
2. 所属事務所
〇〇港湾・空港整備事務所
3. 入札日時
令和〇年〇月〇日 〇時〇分

執行人
立会人

業者名	技術評価点の内訳										技術評価点 合計(A)	入札価格	第1回		備考	適用
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	評価テーマ		履行確実性度	価格評価点 (B)	評価値 (A)+(B)	価格評価点 (B)	評価値 (A)+(B)						
				評価テーマ1	評価テーマ2											
A社	8.0	12.0	10.0	5.0	5.0	1.0	40.0	12,500,000	3.3333	43.3333						
B社	8.0	12.0	15.0	0.0	5.0	0.5	30.0	10,500,000	6.0000	36.0000						低入札
C社	8.0	12.0	10.0	10.0	6.0	1.0	46.0	13,500,000	2.0000	48.0000						落札
D社	8.0	12.0	10.0	0.0	0.0	0.75	27.5	10,700,000	5.7333	33.2333						低入札

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

上記は入札書の記載事項と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

8-5 技術者のワークライフバランスへの配慮

(1) 育児休業等を考慮した評価対象期間の設定について

技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査対象に加えるものとする。

(2) 技術者の変更について

参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めないこと。また、参加表明書に記載した予定技術者は原則として変更できない。但し、契約後、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

9. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の多様な取組

本章では、本運用として実施されている取組の評価方法や設定例を掲載する。

9-1 本運用として実施されている取組

9-1-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置について

○実施目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う（「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（工事及び建設コンサルタント業務等）」令和8年〇月〇日付け国官会第〇号、国官技第〇号、国営管第〇号、国営計第〇号、国港総第〇号、国港技第〇号、国空予管第〇号、国空空技第〇号、国空交企第〇号、国北予第〇号）。

○加点評価

事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出。
なお、配点は、技術点の3%以上の整数とする。

○実績確認等

加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の総合評価落札方式の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。なお、減点は、加点する割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点をする。

○配点例

評価項目	評価基準	評価ウェイト
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	技術点の3%以上の整数
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	加点する割合よりも大きな割合の減点（1点大きな配点）

9-1-2 若手技術者登用促進型について

○実施目的

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が管理技術者として、現場経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに業務経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

○評価方法

○配置技術者：若手管理技術者＋技術指導者（非専任）

- ・同種実績、業務実績等は、技術者（非専任）の実績で評価

○技術者の要件

①技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・配置予定技術者に求める資格を有すること。
- ・定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。（1回／週程度）
- ・発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

②若手管理技術者

若手管理技術者は、業務の公告（公示）日が含まれる年度の当初（4月1日）において、満40歳未満の者であること。過去の業務実績は要件としない。

9-1-3 ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組

○実施目的

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会作り本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されることを目的とする。

○対象業務

総合評価落札方式及び企画競争方式（プロポーザル方式を含む）における全ての測量・調査及び建設コンサルタント等業務

○評価項目

- ・「参加表明者の経験及び能力」を評価する場合は、「参加表明者の経験及び能力」の「その他の自由設定項目」において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。
- ・「予定管理技術者の経験及び能力」のみを評価する場合は、外数でワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。

○配点割合

- ・「参加表明者の経験及び能力」を評価する場合は、選定（指名）段階での技術評価（参加要件）の配点の0.5%
- ・「予定管理技術者の経験及び能力」のみを評価する場合は、特定（入札）段階での技術評価の配点の0.5%

○配点例

測量・調査及び建設コンサルタント等業務で「参加表明者の経験及び能力」を評価する場合

評価項目		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他の自由設定項目	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	選定（指名）段階での技術評価（参加要件）の配点の0.5%

測量・調査及び建設コンサルタント等業務で「予定管理技術者の経験及び能力」のみを評価する場合（外数）

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	特定（入札） 段階での技術 評価の配点の 0.5%

10. 地域や業務特性に応じた発注方式の応用

10-1 基本的な考え方

これまでプロポーザル方式及び総合評価落札方式では、ガイドラインに掲載している標準的な手法による他、各地方整備局等において、地域や業務特性に応じ、働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。これらの試行については、その目的に照らし定期的に効果を検証し適宜見直しを行う PDCA サイクルに基づく検証を行いながら、標準的な手法への位置づけに向けて、引き続き、検討を行うものとする。

各地方整備局における PDCA サイクルに基づく検証については、1つの試行形式につき、5年ごとに行うことを基本としつつ、社会情勢や試行の実施件数等を考慮して各地方整備局ごとに計画的に実施するものとする。

10-2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の試行の考え方（参考）

建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価において、それぞれの地域や業務が抱える課題改善等を目的に、独自の評価項目や評価方法を取り入れる際は、以下の観点を参考として適宜設定するものとする。

1. 働き方改革（受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化）
2. 地域企業の育成
3. 若手技術者・女性技術者の育成
4. その他（技術力向上・生産性向上・品質向上等）

10-2-1 働き方改革（受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化）

入札契約手続きにかかる受発注者の事務手続き等の負担軽減や期間短縮を目的とした試行方式。

設定例)

- ・総合評価落札方式（1：1）で発注していた業務について評価テーマを求めない。

10-2-2 地域企業の育成

地域の担い手を確保・育成することを目的に、直轄業務の受注実績がない、もしくは少ない企業に参加・受注機会を拡大する試行方式。

設定例)

- ・自治体発注業務の実績を評価。

10-2-3 次代担い手の育成

若手技術者や女性技術者を育成することを目的に、若手技術者や女性技術者の配置を促し、直轄業務を経験する機会を確保、拡大を図る試行方式。

設定例)

- ・予定管理技術者に年齢制限を設ける。または一定年齢以下を評価する。

10-2-4 その他（技術力向上、生産性向上、品質向上等）

地域企業における技術力や生産性向上、成果の品質向上の取組を促すことを目的に実施されている試行方式。

設定例)

- ・各種学会からの表彰やインフラDX大賞を評価。